

# ☆ 農業指導情報 ☆

第 1 号

令和3年4月23日



発行：能代市農業総合指導センター

農林水産部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」  
に登録を！



## 春の農作業安全確認運動実施中！

- 使い慣れた機械でも、思わぬところに危険が潜んでいます。常に「安全チェック」を行い、事故の無い農作業を目指しましょう。
- 安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト、ヘルメットの着用を徹底しましょう。
- 作業前後は機械や安全設備の点検を行いましょ。
- 長時間作業を続けると、集中力が低下します。適度に休憩をとりましょう。

### 【重点推進テーマ】



## ため池の安全管理を徹底してください

ため池は農業に欠かせない大事な施設であります。毎年、転落等による水難事故が発生し、尊い生命が失われています。

ため池の管理者および関係農業者におかれましては、水難事故の未然防止のため、安全管理に万全の措置を講じていただきますようお願いいたします。

- 【1】注意喚起のための立て看板や防護柵等を設置しましょう。
- 【2】子どもや高齢者の事故が多く発生していることから、ため池・ため掘りの周辺を巡視・点検する際には、子どもや高齢者の視点に立って行いましょう。
- 【3】ため池・ため掘り等で遊んでいる子供を見かけたときは、注意しましょう。
- 【4】安全柵等ため池施設の点検や樋門等の操作または草刈り作業など、ため池での各作業は複数名で実施し、水難事故が起きないように安全管理に十分注意しましょう。

# 令和3年産 経営所得安定対策、ナラシ対策の 申請手続きについて

## 継続して交付申請される方へ

昨年申請された方には交付申請書を郵送します。  
期限までにご提出くださるようお願いいたします。

**提出期限：5月31日（月）**

**※ご提出のない場合、交付金が支払われません。**



## 新規に交付申請される方へ

大豆、そばやねぎ等、地域振興作物の転作などに対する「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金」、米価が下落した際に収入を補てんする「ナラシ対策」について、新たに交付を受けたい方は、交付申請書の提出が必要です。

**◎交付要件など、詳しくは下記までお問い合わせください。**



### 【提出・問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500



**山菜採りなどの際は安全第一で入山しましょう**



山菜採りなどで入山する際は、目先の収穫よりも安全を第一に考え、事故やクマなどに十分注意して行動しましょう。

また、山際で農作業する場合も、クマの出没に気を付けて作業しましょう。

### ◆入山の心得◆

- ◎家族に行先やコース、帰宅時間を知らせること
- ◎知らない山には入らないこと
- ◎遭難時に発見されやすい服装を心がけ、防寒着や食糧、GPS付携帯電話、応急手当用品を携帯するなど十分な装備で出かけること

### ◆クマの出没を防ぐには◆

- ◎2人以上で行動し、単独行動は慎むこと
- ◎周りに音を出しながら行動すること
- ◎子グマには決して近寄らないこと
- ◎生ごみや残飯は放置せず、持ち帰ること



**畑や人家の周辺にも出没することがありますので十分注意してください!!**

### 【問合せ・クマの目撃情報の連絡先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」



**3食バランス良く食べて、  
栄養不足に気を付けよう!**



## 令和3年度 農地中間管理事業の貸し借りについて

農地中間管理事業を利用して農地を貸し借りし、要件を満たした場合に交付される機構集積協力金の対象は、12月中までに借り手との契約が成立した分までとなりますので、農地の貸し借りをお考えの方は、期限までにご相談ください。

**受付期限 9月30日(木)**

### 【注意事項】

- ※ 貸したい方は、貸したい農地がわかる書類（固定資産税課税明細書、土地改良区の台帳、農地台帳等）をお持ちください。
- ※ 農地の貸し借りの期間は原則10年以上、賃料は口座振替のみとなります。
- ※ 貸したい農地が荒廃等により農地として利用することが困難な場合は、受付できません。
- ※ 貸したい農地の受付後、借り手が決まるまではご自分で管理していただく必要があります。また、受付しても借り手が見つからない場合があります。

### 機構集積協力金について

協力金の対象となる農地は、「農業振興地域内」にある農地に限られます。また、国から秋田県全体への予算配分が決められているため、県独自の配分基準で優先順位が定められておりますので、経営転換協力金を受けられない場合があります。

① 地域集積協力金 > ② 経営転換協力金

### 【問合せ先】

農業振興課 農政係 TEL 89-2182  
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

## 新規就農を促進するために下限面積を緩和しました

新規就農者を増やし遊休農地の解消を図るため、農地の権利取得時の要件である下限面積（50アール）を30アールに引き下げました。（下限面積とは、農地の権利取得後に確保していなければならない最低限の農地面積です。）

これにより、農業経営が開始しやすくなりますので、農業に関心を持っている方がおられましたら、情報提供してください。

### 【問合せ先】

農業委員会事務局 TEL 89-2935  
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

# 能代市に移住(Uターン)する方をサポートしています

## ◎移住定住相談窓口★のしろ暮らし

「のしろ暮らし」では、能代市への移住に関するご相談全般、定住のための仕事や住まいのご相談、市や県の助成制度をご案内しています。移住前に登録が必要な制度もありますので、ぜひ事前にご相談ください！

電話、LINE (ID : @noshiroclass)、Eメール (sougou@city.noshiro.lg.jp)、能代市公式サイト移住定住ページから、ご連絡いただけます。

★能代市公式サイト移住定住ページ →



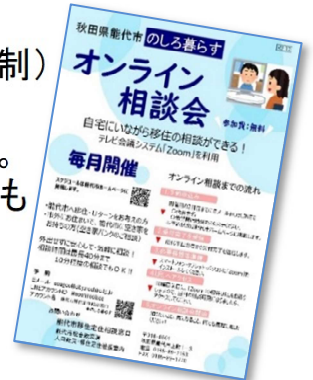
## ◎のしろ暮らしオンライン相談会

ウェブ会議システム「Zoom」を使用した個別の相談（予約制）も行っています。

次回開催は、5月5日（水）、6月10日（木）の予定です。

相談日は月に一度設けていますが、他の日程をご希望の場合も可能な限り対応いたしますので、お気軽にお知らせください。

詳しくはこちらをチェック！ →



## ◎若年世帯移住定住奨励金



能代市では、県外から本市に移住し、就労（就農、起業、テレワークを含む）する45歳未満の方に引越費用・賃貸住宅初期費用・暖房器具購入費用・テレワークのための通信機器等整備費を対象に最大35万円を助成しています。

※対象要件等の詳細については、お問い合わせください。

## ◎オーダーメイド型移住体験ツアー

県外在住で能代市への移住をお考えの方を対象にセミオーダーメイド型、フルオーダーメイド型の2通りのツアーを用意しており、宿泊費や交通費に対し最大5万円を助成しています。

詳しくは能代市ホームページ、チラシをご覧ください。



## ◎LINE公式アカウントのご登録はお済みですか？

のしろ暮らしの公式アカウントでは、旬の話題、地域の話題を楽しく配信中！特に移住を考えていない方や、既に能代に住んでいる方にもご好評いただいています。

配信は月に3回程度です。まだの方は、いますぐ登録！！ →



### 【問合せ先】

能代市移住定住相談窓口  
(総合政策課内)

TEL 0185-89-2163

E-mail sougou@city.noshiro.lg.jp